

令和5年 第2回  
組合議会臨時会会議録

開会 令和5年7月11日  
閉会 令和5年7月11日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和5年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和5年7月11日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階大会議室
- 開会（開議） 午後4時00分
- 出席議員（12名）

1番 岡野一男君	2番 倉持守君
3番 中村博美君	4番 関戸勇君
5番 入江洋一君	6番 赤羽直一君
7番 寺田文彦君	8番 長谷川信市君
9番 伯耆田富夫君	10番 高木寛房君
11番 今川英明君	12番 豊島葵君
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	神達岳志君
副管理者	中村修君
事務局長	山中毅君
事務局次長	瀬崎香代君
管理課長	酒井義男君
管理課長補佐	枝川温君
施設課長	樋口博君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
施設課長補佐	萩山智治君
参事兼常総環境センター所長	稲川光一君
常総環境センター副参事兼所長補佐	野口貴洋君
消防長	岡野智行君
消防次長	仲林幸一郎君
- 職務のため出席した者  
片野芳弘、笠見友和

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 報告第 1 号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（常総地方広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 5 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 7 号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第 8 号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第11 議案第 9 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第12 議案第10号 消防搬送車の取得について
- 日程第13 議案第11号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について

---

開 会 午後4時00分

---

○副議長（豊島葵君）本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。前議長が4月30日で退任され、現在、議長が不在となっております。よって、地方自治法第106条第1項の規定により、議長が選出されるまでの間、副議長が議長の職を務めさせていただきます。

○副議長（豊島葵君）開会に先立ちまして、常総市議会で組合議員の選挙が行われましたので、ご報告いたします。

5月16日付けで、岡野一男君、倉持守君、中村博美君が当組合議員に当選されました。岡野一男君は市議会議員当選6期目で、これまでに市議会議長等を歴任され、現在は総務委員会委員長を務められております。倉持守君は市議会議員を当選4期目で、これまでに市議会議長等を歴任され、現在は議会運営委員会委員長を務められております。また、令和3年6月から当組合議員を務められ、引き続き再任となります。中村博美君は市議会議員当選6期目で、これまでに市議会副議長等を歴任され、現在は議会運営委員会副委員長を務められております。また、令和元年5月から当組合議員を務められ、引き続き再任となります。それでは、組合議員となられました皆様より、ご挨拶をお願いいたします。岡野一男君。

○（岡野一男君）はい。1番の岡野一男でございます。4月の市議会議員選挙におきまして当選を果たすことができました。今回、常総広域の組合議員に推挙いただき、本日この席に座らせていただいております。私は1回目の議員選挙からこの常総広域の組合議員に是非ともという希望がございまして、後ろの傍聴席で何回か傍聴させていただいた経緯がございます。今回初めてこの組合議員にならせていただきまして、先日の市議会議員選挙、そして今回の組合議員選挙ということで二重の喜びでございます。これからは先輩の皆様方のご指導をいただきながらこの常総広域の組合議員の責務を全うしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご指導の程をお願いいたします。

○副議長（豊島葵君）次に、倉持守君。

○（倉持守君）常総市議会の倉持守です。前期に引き続き常総広域組合議員2期目を、また、やらせていただくことになりました。この常総広域の抱える環境問題、そして消防関係について前々から自分なりに興味を抱いておりまして常総広域組合議員になりました。そして、また今期引き続き2期目ということで、特に環境問題、電力高騰、物価高騰ということもありますので、力を入れて常総広域議員として働いてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（豊島葵君）次に中村博美君。お願いします。

○（中村博美君）皆様、こんにちは。常総市議会議員の中村博美です。4月には6回目の選挙に当選させていただき常総市議会議員としてまた広域議会議員として一生懸命働きますのでこれからもどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副議長（豊島葵君）皆様方には、組合議会の運営について、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○副議長（豊島葵君）また、執行部にも交代がありましたので、申し上げます。4月23日に取手市長選が行われ、中村修市長が当選されました。ここで、中村市長より、ご挨拶いただきます。

○副管理者（中村修君）皆様、こんにちは。只今、ご紹介を賜りました4月27日より取手市長に着任しております中村修と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは6月の2日、3日に大雨豪雨、台風2号による取手市の双葉地域の浸水に対しまして、皆様方に、本当に心温まるご支援をたくさん頂戴したこと、この場をお借りして皆様に御礼を申し上げたいと思います。これからは私もこの常総広域の副管理者として一生懸命頑張っていきたいと思ひますので、これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副議長（豊島葵君）中村市長には、常総広域副管理者として組合運営につきまして、よろしくお願ひいたします。また、事務局も令和5年度に入り新体制となっております。引き続き組合運営にご尽力いただきたいと思います。

---

○副議長（豊島葵君）只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は成立いたしました。

これより令和5年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、事務局次長、管理課長、参事兼常総環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、常総環境センター副参事兼所長補佐、施設課長補佐、以上の者でございます。

これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 議席の指定について

○副議長（豊島葵君）日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定については、1番に岡野一男君、2番に倉持守君、3番に中村博美君を指定いたします。

---

#### 日程第2 選挙第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙について

○副議長（豊島葵君）日程第2 選挙第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○副議長（豊島葵君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○副議長（豊島葵君）ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。それでは、中村博美君を議長

に指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました中村博美君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○副議長（豊島葵君）ご異議なしと認めます。

よって、中村博美君が議長に当選されました。当選されました中村博美君が議場におられますので、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、当選人の中村博美君より、当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長（中村博美君）広域議会の議員の皆様、私を議長に推薦いただき、また指名承認いただきましてありがとうございます。議長として、広域議会の運営をことなく執り行いますよう一生懸命努めますので、ご指導、ご協力くださいますようどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（豊島葵君）ここで、本席を新議長と交代いたします。ご協力誠にありがとうございました。

---

午後 4 時 12 分 議長席交代

---

○議長（中村博美君）副議長大変お疲れさまでした。それでは、ここからの議会進行を引き継がせていただきます。

---

日程第 3 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 42 条の規定により議長において、4 番 関戸勇君、11 番 今川英明君を指名いたします。

---

日程第 4 会期の決定について

○議長（中村博美君）日程第 4 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君） ご異議なしと認めます。  
よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 

日程第5 報告第1号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について

- 議長（中村博美君） 日程第5 報告第1号 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費について、の報告を行います。管理課長、酒井義男君。

- 管理課長（酒井義男君） はい。令和5年第2回臨時会議案の2ページをご覧ください。

下の表の繰越明許費計算書でご説明させていただきます。5款土木費1項都市計画費の特定公園施設整備事業に係る負担金につきましては、既存レストハウスのリノベーションを含めた検討により、年度内の履行が困難なことから令和4年度補正予算第6号で繰越明許費を設定させていただきました。繰越額は2,756万7千円で、財源は国庫補助金500万円、一般財源2,256万7千円となっております。以上でございます。

- 議長（中村博美君） 以上で報告第1号を終わります。
- 

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 議長（中村博美君） 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君） はい。提案の理由を申し上げます。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが季節性インフルエンザと同様の5類感染症に変更され、国においては同感染症への対応作業に係る手当について、同日に廃止されることとなりました。

当組合においても、特殊勤務手当に関する条例に規定されている新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための特殊勤務手当の特例に関する規定を令和5年5月8日に廃止する改正を行ったものです。

なお、今回の条例改正は、特に緊急を要し組合議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月8日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

- 議長（中村博美君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

- 議長（中村博美君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、承認されました。

---

日程第7 議案第5号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（中村博美君）日程第7 議案第5号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。提案の理由を申し上げます。

令和5年2月に公布された消防法関連省令の改正により、これまで電気自動車などを充電するための急速充電設備は、200キロワットを超えると「変電設備」とされ様々な制約がありました。本年10月1日からは一定の安全基準を満たすことで200キロワット以下の「急速充電設備」の扱いと同様となります。

これにより、充電設備設置の際のさまざまな障壁が取り除かれ、電動バスや電動トラックといった大型電気自動車の普及拡大が図られます。

この省令改正に伴い、組合火災予防条例についても所要の措置を講じ、併せて各種標識に関する規定を改正するものです。

この条例は、公布の日からの施行となりますが、第11条の2第1項の急速充電設備に関する規定については改正省令の公布に併せ、令和5年10月1日から施行するものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑



はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。議案第5号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第6号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)  
について

- 議長（中村博美君）議案第6号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）はい。提案の理由を申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算(第1号)については、消防広報車及び連絡車購入事業において半導体の供給不足による生産の遅れから年度内の納品が困難と見込まれるため、事業の繰越明許費を設定するものです。

また、当初予算に車両動態装置の載せ替え費用の計上漏れがあったこと及び物価高騰による艀装費の増額に対応するため予備費からの充当措置を併せて行うものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

- 議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 4番（関戸勇君）はい、議長。

- 議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。消防広報車、連絡車両それぞれが、半導体の供給不足によって生産の遅れにより今回の補正で対応するということですが、今後も半導体の供給不足は続くと考えられます。消防広報車、連絡車両どちらもなくてはならない重要な車両ですので、そういった点の対策は何か考えているのでしょうか。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。消防長、岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。まず、今後の見込みですが、メーカーに確認したところ半導体不足は徐々に改善されておりますが、コロナ前の状況にはまだまだ程遠いものです。ただし、メーカーによっては現在半導体工場を建設しており、海外に頼らず対応できるように準備をしているということです。完成後は改善が見込まれると考えております。なお、対策につきましてはまず消防広報車の対応としては、現車両の車検延長や修繕等でカバーしていきたいと考えております。また連絡車につきましては、主に消防学校などへの入校を含めた多数の者が利用することを想定しておりますので、導入までの間は配置換えを含めた現車両でのやりくり、複数車両での対応を考えております。また、車両のリース等も検討いたしましたが、期間や費用の問題、そして艤装、無線転載を含め不適と判断しております。以上でございます。

○議長（中村博美君）他に、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。議案第6号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第7号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について

○議長（中村博美君）日程第9 議案第7号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の締結について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。提案の理由を申し上げます。

本案は令和5年度消防本部・水海道消防署庁舎改修工事の請負契約の締結です。

工事内容は、平成2年度に供用開始した庁舎の老朽化に伴い、屋上防水、外壁、空調機器、給湯設備、照明などの改修工事に併せ建屋を一部増設し、指揮隊仮眠室、多目的トイレの設置を行うものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。続いて、事務局より補足説明があります。消防長、岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。続けて工事概要につきまして、お手元の臨時会議案書25頁をお開き頂き、補足説明させていただきます。

この消防庁舎は建設から33年が経過、至るところで老朽化が進み、防災拠点としての機能強化を図るべく、改修を行うものです。

印刷状況が悪く申し訳ございませんが、内装改修があるため、ほぼ建物全体にわたる工事となります。特に空調設備の冷温水発生機は設置から22年目を迎え、過去に度々故障、業務遂行に大きな影響を及ぼしており、使用する度、結露が発生、天井部分が腐食するなど抜本的な改修が必要でありました。今回の工事では、個別化空調タイプに変更致します。

また、消防署を訪れる方の更なるサービス向上を考え、時代に則した、多目的トイレの導入、1階にも女性用トイレを新たに設置致します。更に、バリアフリー化として、玄関周囲の段差を改修致します。

給水・給湯設備更新に伴い、浴室をシャワールームに変更、利便性を考慮し2階部分にも同施設を設けます。

更には、本部指揮隊専用の仮眠室を新たに設けるなど、赤枠で示した部分、全体で36平方メートル増築致します。

外部工事としまして、屋上の防水、外壁等の塗装、老朽化したホースリフターの交換、更には庁舎北側に公用車用のカーポートを設ける予定であります。以上であります。

○議長（中村博美君）以上で、補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第7号 消防本部・水海道消防署庁舎改修工事請負契約の

締結について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第11 議案第9号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第12 議案第10号 消防搬送車の取得について

○議長（中村博美君）日程第10 議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について、日程第11 議案第9号 消防ポンプ自動車の取得について、日程第12 議案第10号 消防搬送車の取得について、は、会議規則第22条の規定により議長において一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。提案の理由を申し上げます。

議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得につきましては、つくばみらい消防署の水槽付消防ポンプ自動車は平成11年3月に配備されてから24年が経過し老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

議案第9号 消防ポンプ自動車の取得につきましては、水海道消防署の消防ポンプ自動車は平成10年12月に導入され、令和5年度には25年が経過し老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

議案第10号 消防搬送車の取得につきましては、水海道消防署の消防搬送1号車は平成10年5月に導入され、令和5年度には25年が経過し、いずれの車両も老朽化していることから、消防力の強化を図るため更新するものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。続いて、事務局より補足説明があります。消防長、岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。続けて取得予定であります3車両の説明をお手元の資料30頁をお開き頂き、補足説明をさせていただきます。

まず、つくばみらい署に配備されます水槽付消防ポンプ自動車ですが、ボディーの一部にFRPを使用、軽量化を図るとともに、防錆性など耐久性に優れております。また、十分な資器材収納スペースを確保、水1500リットルを搭載し、住宅火災等における水損防止が図られ、環境面にも配慮されております、現在の消防ポンプ車の主流となりつつある圧縮空気泡消火装置、通称キャフスが装備されております。このシステムは、水に少量の消火薬剤を加え、圧縮された空気を送り込み発泡させる装置で、水量を最大17倍に膨らませ送水することが出来ま

す。

また、本車両は、隊員が立ったまま空気呼吸器を着装出来るなど、安全性と機能性を高い次元で融合させたハイルーフキャブを導入しております。

続きまして、35頁をご覧ください。水海道署に配備予定の消防ポンプ自動車となります。こちらの車両も同様に、FRPを一部使用、オールシャッターを採用するとともに、コンパクト化を徹底し積載スペースを最大限に確保しております。ポンプ車でありながら、水600リットルを搭載、併せてキャブスが装備されております。狭隘道路を含め、先行部署が出来るなど、様々なシチュエーションにおける活用が可能となる消防車両でございます。

次に40頁をご覧ください。同じく水海道署に配備予定の消防搬送車でございます。現在使用している搬送車はトラック平ボディ型で使用要件が限定され、また、資器材の積み下ろしに難がございました。この度導入する車両は、箱型タイプであり、リアドアを観音扉とし、引き出し式のパワーゲートを搭載、資器材の搬入を容易にしたものであります。基本的には写真でお示しのとおり、水難仕様車両として、要救助者を速やかに引上げ可能としたオープンデッキ型を含む救助艇2艇、船外機を積載し、荷室全体を防水仕様とするものです。また、仕切り板を外すことにより、通常のトラックとして使用が可能となります。

以上でございます。

○議長（中村博美君）以上で補足説明が終わりました。これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村博美君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）議案第8号及び第9号の消防ポンプ自動車については、半導体の供給不足の影響を受けず予定どおり入るとのことですが、何か特別な理由があるのでしょうか。

また、議案10号消防搬送車の救助艇2艇については、取手のように水害が起きた際の避難者の搬送などで使うと思いますが、写真を見てもわかるように相当浅くても動けるようです。どのくらいの水深で稼働できるのか、それとこのような形の救助艇は何艇くらい確保できているのか、今後どのくらい導入を計画されているのかを合わせてご説明願います。

○議長（中村博美君）答弁を求めます。消防長、岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。まず、トラック関係の半導体の供給不足とならない理由につきましては、大手メーカーに問い合わせをしたところ全国的にトラック業界の生産はまだまだ少なく、半導体不足問題は対応できているということでございます。景気が回復し、受注生産が増加すれば、今後納期が遅れる場合も考えられますが、全国消防長会、そして総務省消防庁からも優先的なシャシの引き渡しの申し入れを受けており配慮していきたいとの回答を得ております。

また、新しい搬送車に積載しますゴムボートの件ですが、ゴムボートに船外機をつけたりしますので、その使用用途によって変わってきます。この前の取手市のような救出をする際は船外機をつけないのでボートが浮かべばどんな浅瀬でも対応が可能と考えております。また、

沼や河川等につきましては当然、船外機をつけますので、船外機が地盤につかない程度であれば活用が可能と考えております。

今後の予定ですが、まず現在の救助艇につきましては、2艇保持しておりますが、この前の取手市や以前の常総市の水害もございましたので、この救助艇の必要性、重要性は何よりも大事であると認識しております。更新予定の1艇を予備としまして3艇で災害対応を考えております。また、災害協力の必要性について発災自治体と協議を行いまして防災センターの救助艇借用も視野に入れて活用したいと思っております。

○議長（中村博美君）他に、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより一括討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第8号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）続いて、議案第9号 消防ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中村博美君）続いて、議案第10号 消防搬送車の取得について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 11 号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について

○議長（中村博美君）日程第 13 議案第 11 号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者、松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。提案の理由を申し上げます。

原子力発電所事故に係る損害賠償について、あっせん申し立てをした原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示されたことから、同案に基づき和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議の程お願いいたします。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。続いて、事務局より補足説明があります。参事兼環境センター所長、稲川光一君。

○参事兼環境センター所長（稲川光一君）はい。令和 5 年度第 2 回臨時会議案 41 頁議案第 11 号 東京電力ホールディングス株式会社との和解についての補足説明になります。

組合は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に組合が要した平成 23 年度から平成 30 年度までの費用のうち、支払いに応じていない損害賠償を求める裁判外紛争手続き（ADR）を令和 3 年 2 月より 2 年間で約 40 回のやり取りをしながら進めてまいりましたが、令和 5 年 4 月に国の原子力損害賠償紛争解決センターが東京電力ホールディングス株式会社に対して、組合に 490 万円を支払う和解の提案をいたしましたことから議会の議決を求めるものです。

資料 42 頁をご覧ください。1 損害賠償額における本和解金表をご覧ください。表の上から A 請求額 2,724 万 5,989 円、これは下の米印で当初請求額 2,590 万 3,398 円に時間外手当と精査分として追加訂正額 134 万 2,591 円を加えたものを請求額としております。B の 1 が今回の和解金 490 万円、B の 2 が和解を待たず支払われた額 1,113 万 9,949 円で B 東京電力が支払う損害賠償額としては、1,603 万 9,949 円で和解率としては 58.9%となります。

以上です。

○議長（中村博美君）以上で、補足説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。議案第 11 号 東京電力ホールディングス株式会社との和解について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中村博美君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和 5 年第 2 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

---

閉 会 午後 4 時 4 0 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中村 博美

議 員 関戸 勇

議 員 今川 英明